
重粒子線治療の対象について ～大腸がん以外の 少数個肺転移の場合～

【対象となる場合】

少数個の転移性肺腫瘍

【対象とならない場合】

- 肺以外にも転移性病変があり、その切除や根治的放射線治療ができない
- 大腸がんの少数個肺転移（公的医療保険の適応になりません）
- 治療範囲内に活動性の感染症がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

【費用について】

- ◆ 重粒子線治療：照射費用 約314万円（先進医療*）
* 大腸がんの少数個肺転移は公的医療保険適用
 - ◆ 診察・検査・薬など：公的保険適用（1～3割負担）
- ※ 先進医療特約付きの保険をお持ちの方は、詳細を保険会社へご確認ください